

墓地使用者各位

京 都 市 保 健 福 祉 局
医 療 衛 生 推 進 室 医 療 衛 生 企 画 課

市営墓地使用权の譲渡について

市営墓地使用权の譲渡の手続きに当たっては、下記の書類が必要です。関係者とお話し合いのうえ、譲受人（新しく墓地を管理する方）を決定し、当課まで御提出ください。

記

1 提出書類

(1) **市営墓地使用权譲渡許可申請書**

(2) **墓地使用許可書**

（紛失された場合は、譲渡許可申請書下部の「紛失届欄」を御記入ください。）

(3) **申立書**（譲渡人（申請者）と譲受人との関係を記載）

(4) **譲渡人（申請者）と譲受人の親族関係等が確認できる書類**

戸籍謄本、住民票の写し（続柄記載のもの）など

※ 戸籍謄本等の発行に関する御不明点は、お住まいの自治体の戸籍発行担当窓口（京都市は、各区役所・支所の市民窓口課）に御相談ください。（窓口で譲渡人と譲受人の関係を確認できる戸籍謄本等の取得を希望する旨をお伝えください。）

(5) **譲受人の現住所が確認できる書類**

住民票の写し、運転免許証のコピーなど

（譲受人の氏名及び現住所が記載されているものに限る。）

(6) **同意書兼誓約書**

（譲渡人、譲受人両名の署名又は記名押印をお願いします。）

(7) **譲渡が必要な理由を証する書類**

詳細は、裏面を御確認ください。

※譲渡人と譲受人が親族関係ではない場合は、以下の書類を併せて提出してください。

(8) **墓地使用权の譲渡に関する承諾書**

譲渡人の親族から、譲受人に譲渡することへの承諾を受けてください。ただし、譲渡人に親族がない場合は、提出は不要です。

※ 関係者から承諾書が得られない場合は、当課まで御相談ください。

2 書類送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎3階

京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生企画課 管理担当

電話 075-222-3433

* 手続きについて御不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

譲渡が必要な理由を証する書類 (いずれもコピー可)

事由	必要な書類
婚姻・離婚・養子縁組など	婚姻等の事実が確認できるもの (※) 「譲渡人の戸籍謄本」など
高齢・疾病・その他身体的な理由	次のうち、いずれか1点 (<u>高齢の場合</u>) 「譲渡人の氏名、生年月日が分かるもの」(※) (<u>疾病・その他身体的な理由</u>) 「診断書」「身体障害者手帳」「被介護保険者証」など
市外転居 (国外を含む。)	転居の事実が確認できるもの (※) 「譲渡人の住民票の写し」「賃貸契約書」など
家庭裁判所で指定されたとき	家庭裁判所に指定された事実が確認できるもの 家庭裁判所の審判書又は調停調書
その他特別な理由があるとき	御事情を聴取し、譲渡の可否及び御提出いただく書類をお伝えします。 詳細は、当課 (075-222-3433) に御連絡ください。

(※) 提出書類 (4) で判断ができる場合は、省略可